

令和4年度第1回

肝属保健医療圏地域医療構想調整会議 資料

○ 肝属保健医療圏地域医療構想調整会議委員名簿	・・・	1
○ 肝属保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱	・・・	2
○ 地域医療構想について	・・・	4
○ 地域医療構想調整会議の開催状況	・・・	8
1 報告事項		
（1）鹿児島県地域医療構想調整会議の報告 定量的基準の改訂について		資料1
（2）令和3年度病床機能報告集計結果について		資料2
2 協議事項		
（1）令和3年度病床機能報告集計結果と定量的基準との 照合結果について		資料3
（2）個別の医療機関に係る具体的対応方針について		資料4
（3）公立病院経営強化プランの素案に対する意見について	資料5-1	資料5-2
（4）今後の会議の進め方について		資料6

肝属保健医療圏地域医療構想調整会議委員名簿

区 分	所 属	職 名	氏 名	備考 ○は新委員
郡 市 医 師 会	鹿屋市医師会	会長	池田 大輔	
	肝属郡医師会	会長	池田 誠	
	肝属東部医師会	会長	山内 慎介	
市 郡 歯 科 医 師 会	肝付歯科医師会	会長	神田 光一	○
地 区 薬 剤 師 会	肝属薬剤師会	会長	高津 和太	○
地 区 看 護 協 会	鹿児島県看護協会	大隅地区長	近間 真由美	○
市 町 長	鹿屋市	市長	中西 茂	
	垂水市	市長	尾脇 雅弥	
	東串良町	町長	宮原 順	
	錦江町	町長	新田 敏郎	
	南大隅町	町長	石畑 博	
	肝付町	町長	永野 和行	
代表性を考慮した病院・診療所、主な疾病に関する学識経験者	徳田脳神経外科病院	名誉院長	諸木 浩一	○
	鹿屋ハートセンター	院長	新井 英和	○
	垂水市立医療センター 垂水中央病院	院長	竹中 俊宏	
	肝属郡医師会立病院	院長	西田 卓爾	
	大隅鹿屋病院	院長	中山 義博	
介 護 保 険 事 業 者	鹿児島県介護支援専門員協議会 肝属支部	副支部長	森元 美隆	
医 療 保 険 者	鹿児島県保険者協議会 (鹿児島県市町村職員共済組合)	保険企画調査部会 部会員 (保健課長)	中村 日出夫	○
県 立 病 院	県民健康プラザ 鹿屋医療センター	院長	原口 優清	
地 域 振 興 局	大隅地域振興局 保健福祉環境部	保健福祉環境部長	緒方 隆	○

(任期：令和7年1月15日まで)

肝属保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号，以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき，鹿児島県地域医療構想（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため，肝属保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は，前条の目的を達成するために，次の事項について検討する。

- (1) 肝属保健医療圏における地域医療構想に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は，委員23人以内で組織する。

2 委員は，法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから大隅地域振興局長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は，2年とする。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行うものとする。
- 4 委員は，再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1人及び副議長1人を置き，委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は，会務を総理し，調整会議を代表する。
- 3 副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は，議長が招集する。

- 2 調整会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は，調整会議の議事を整理する。

(専門部会)

第7条 調整会議に，専門的な事項について調査研究するため，必要な専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は，議長がこれを招集する。
- 3 第4条，第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は，専門部会について準用する。この場合において，これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」

と、「委員」とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 専門部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、大隅地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

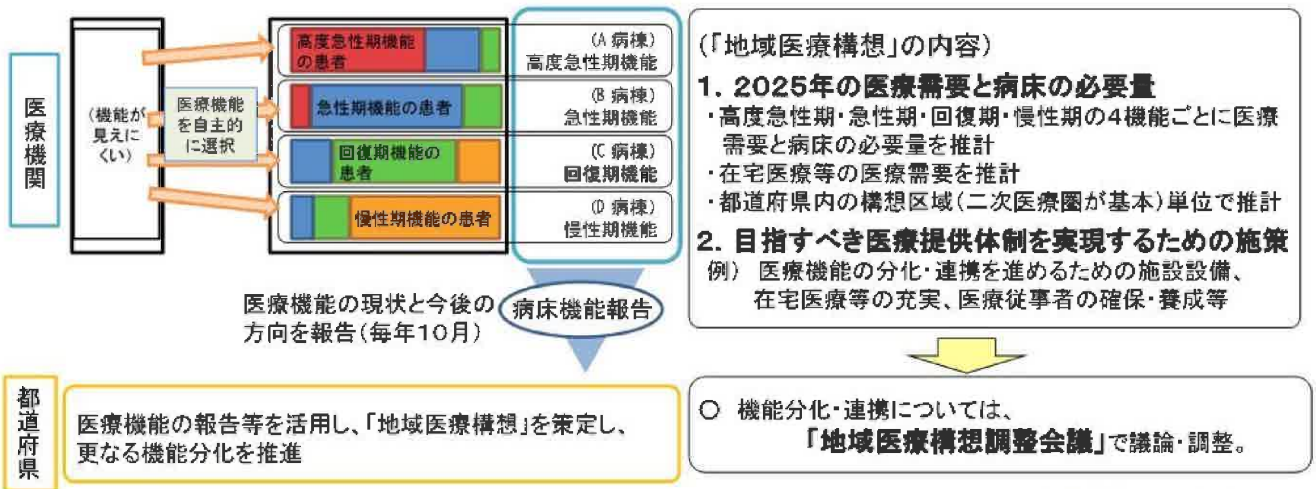
第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日から実施する。

地域医療構想について

- 今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要。
- こうした観点から、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)ごとに推計し、「**地域医療構想**」として策定。
 その上で、各医療機関の足下の状況と今後の方向性を「**病床機能報告**」により「見える化」しつつ、各構想区域に設置された「**地域医療構想調整会議**」において、病床の機能分化・連携に向けた協議を実施。



病床機能報告制度

第14回地域医療構想に関するWG資料 2-2
平成30年6月15日

- 各医療機関(有床診療所を含む。)は、毎年、病棟単位で、医療機能の「現状」と「今後の方向」を、自ら1つ選択して、都道府県に報告。

医療機能の名称	医療機能の内容
高度急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟
急性期機能	○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能(回復期リハビリテーション機能)。
慢性期機能	○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者(重度の意識障害者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

- **回復期機能については**、「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、リハビリテーションを提供していなくても「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、**回復期機能を選択できる**。
- 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。
- 特定機能病院においても、病棟の機能の選択に当たっては、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。

鹿児島県地域医療構想(平成28年11月)

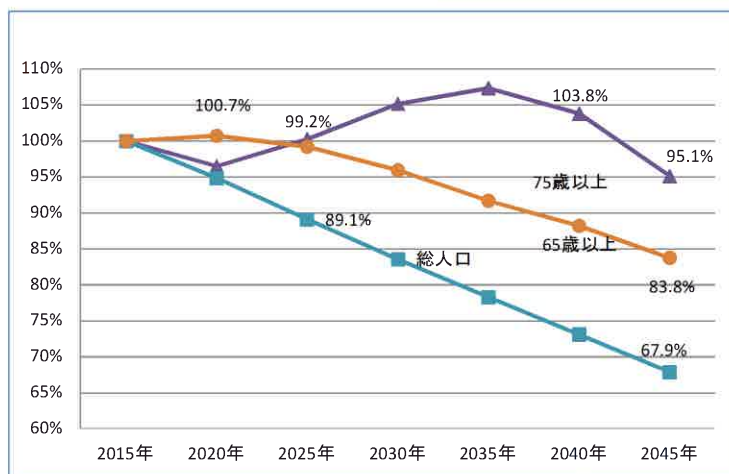
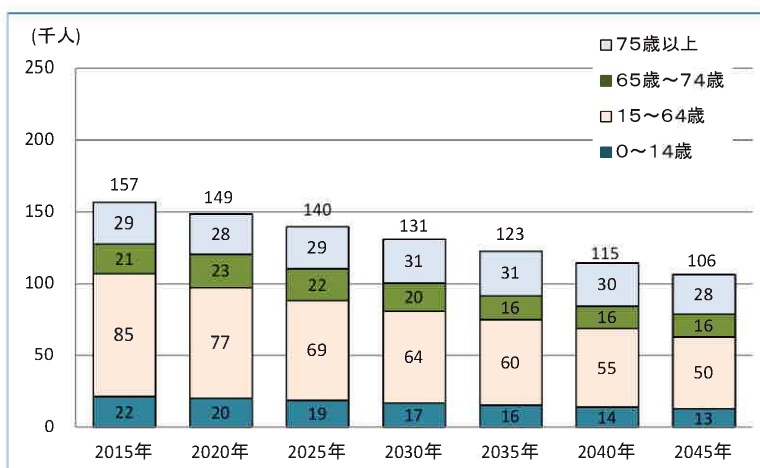
急速に少子高齢化が進む中で、医療保険制度の持続可能性を高めるためには、病床の機能の分化・連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するとともに、在宅医療・介護の充実を図る必要がある。

急性期から在宅医療・介護に至るまで、一連のサービスが切れ目なく、また過不足なく提供できる体制を県内各地域に確保できるよう、地域医療構想に基づき、地域において県民が安心して医療を受けられる体制を構築する。

- 地域医療構想は
2025年における地域の医療提供体制のあるべき姿を示すもの
- 地域医療構想の位置づけ
鹿児島県保健医療計画の一部
- 地域医療構想の内容
 - ① 構想区域(=二次医療圏)
 - ② 構想区域における将来の病床の機能区分ごとの必要量(必要病床数)
 - ③ 構想区域における在宅医療等の必要量
 - ④ 地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化及び連携の推進に関する事項(地域医療構想推進のための施策の方向性)

肝属保健医療圏

人口・年代別人口の推移

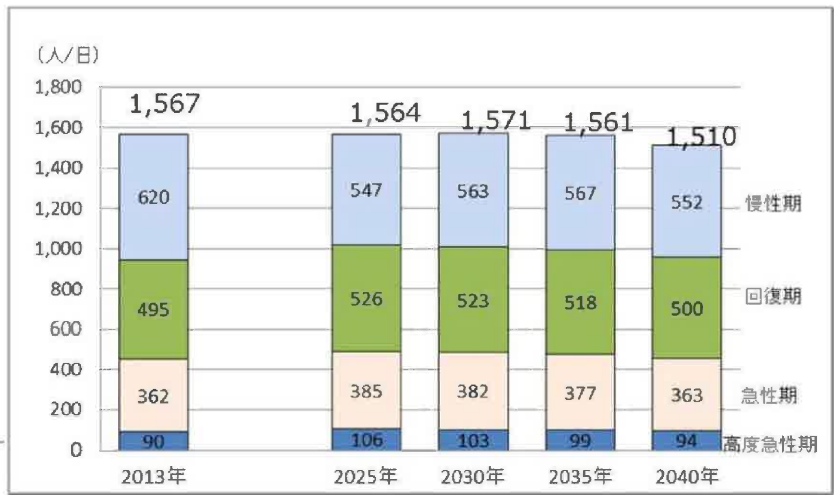


(国立社会保障・人口問題研究所
「日本の地域別将来推計人口」
(H30.3月))

(肝属保健医療圏地域医療連携
計画 p195)

肝属保健医療圏

入院医療需要・
主な疾病別医療需要
の推移



(厚生労働省
[地域医療構想策定支援ツール]
患者住所地(2013年は医療機関所在地)
ベース)

(鹿児島県地域医療構想 p85)

構想区域における将来の病床の機能区分ごとの必要量(必要病床数)

肝属

2025(平成37)年における病床の必要量

構想区域	医療機能	2015年現在	2025年における医療需要		2025年における医療供給(医療提供体制)		
		既存病床数(床)	当該構想区域に居住する患者の医療需要(人/日)	患者住所地ベース	医療機関所在地ベース	将来のあるべき医療提供体制を踏まえ他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減して推計(人/日)	病床稼働率
肝属	高度急性期	8	105.7	85.6	85.6	75%	114
	急性期	1,231	384.9	351.1	351.1	78%	450
	回復期	374	526.1	484.2	513.0	90%	570
	慢性期	704	547.5	504.6	548.3	92%	596
	休棟等	97	-	-	-	-	-
	計	2,414	1,564.2	1,425.5	1,498.0	-	1,730

※ 将来必要とされる医療需要を把握し、不足する医療機能について今後どのように対応していくかを考えていくための目安であり、病床数の削減を意味するものではない。

(この注釈のみ「鹿児島県地域医療構想」p31)

2030(平成42)年における慢性期病床の必要量

構想区域	医療機能	2030年における医療需要	2030年における医療供給(医療提供体制)			
		当該構想区域に居住する患者の医療需要(人/日)	患者住所地ベース	医療機関所在地ベース	将来のあるべき医療提供体制を踏まえ他の構想区域に所在する医療機関により供給される量を増減して推計(人/日)	病床稼働率
肝属	慢性期	491.6	456.0	493.1	92%	536

※ 慢性期病床の減少率見込みが全国中央値より急激な場合、目標年次を2030年に先延ばして設定可

(厚生労働省 [地域医療構想策定支援ツール])

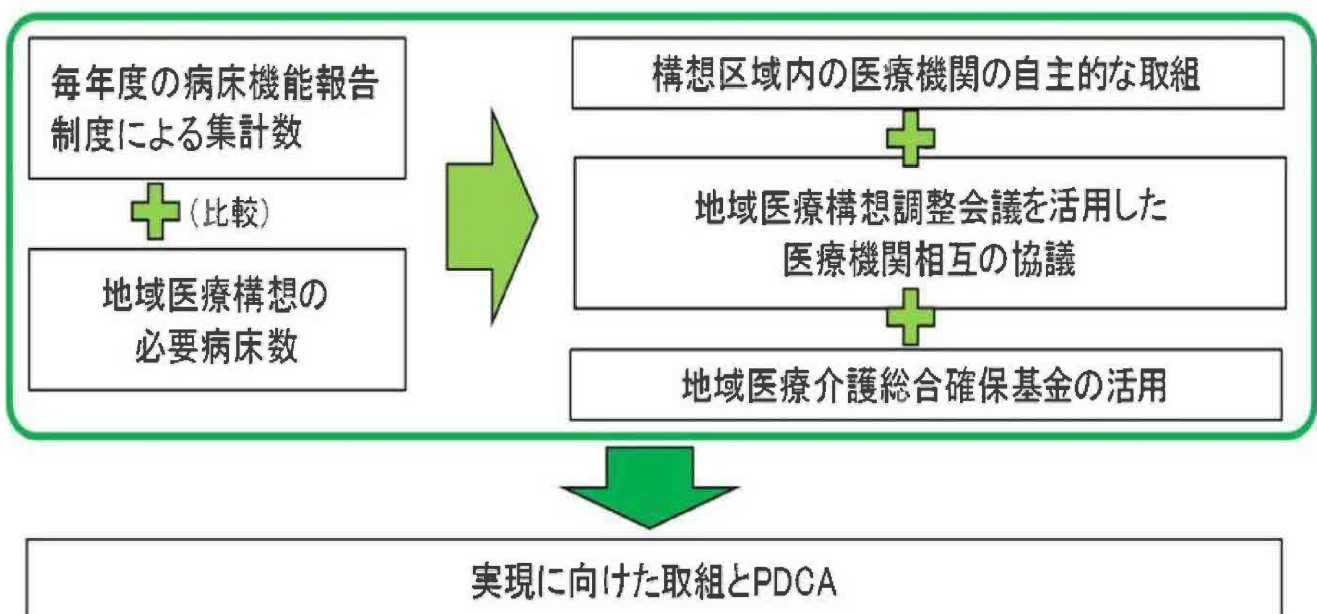
(鹿児島県地域医療構想 p86)

肝属保健医療圏の課題

- ・ 脳卒中、急性心筋梗塞については圏域内で高い割合で対応できている一方、がんについては約3割が鹿児島医療圏へ流出しており、今後も地域がん診療連携拠点病院である県民健康プラザ鹿屋医療センター等を中心に連携強化が必要
- ・ 各医療機関の役割分担・連携のあり方を明確化し、不足する回復期機能の充足が必要
- ・ 市町を中心とした地域包括ケアシステムの構築を推進する中において、今後、増加が見込まれる在宅医療の需要に対応するため、訪問診療や訪問看護等の充実とあわせ、医療機能内包の施設系サービス等を含めた医療・介護基盤の整備など、在宅医療提供体制の充実が求められる。

(鹿児島県地域医療構想 p91)

○ 地域医療構想の推進に向けた取組



(鹿児島県地域医療構想 p4)

曾於・肝属保健医療圏地域医療構想調整会議の開催状況

年度	通算開催回	開催日・場所		会議名	内容等
		曾於保健医療圏	肝属保健医療圏		
H28	第1回	平成29年2月8日(水) 18時～19時40分 大隅地域振興局		第1回調整会議 (合同会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・議事事項 (1)議長及び副議長選出 ・報告事項 (1)県地域医療構想の概要について (2)曾於保健医療圏及び肝属保健医療圏の現状等について ・検討事項 (1)地域医療構想調整会議の進め方について (2)平成29年度調整会議スケジュール(案)について
	第2回	平成29年6月29日 (木) 18時～19時05分 曾於医師会立病院	平成29年7月11日 (水) 18時～18時45分 大隅地域振興局	平成29年度第1回 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・説明及び意見交換 (1)地域医療構想の推進に係る現状報告 (2)地域医療構想推進に向けた今後の取組について ・その他 (1)地域医療介護総合確保基金について (2)医療法第7条第5項等に関する許可申請等について
H29	臨時	平成29年6月29日 (木) 19時10分～20時20分 曾於医師会立病院	/	臨時会議	<ul style="list-style-type: none"> ・説明 特例診療所設置について ・意見交換
	第3回	平成30年1月16日(火) 18時～20時30分 鹿屋市役所		平成29年度第2回 調整会議(合同会 議)	<ul style="list-style-type: none"> ・協議事項 (1)医療計画と介護保険事業計画の整合性の確保について (2)病院の開設等に対し調整会議への出席を求める際の基準 について (3)「新公立病院改革プラン」及び「公的医療機関等2025プラン」について (4)専門部会の設置について ・その他 地域医療介護総合確保金について
	専門部会	平成30年2月28日 (水) 19時～20時30分 曾於医師会立病院	平成30年4月27日 (金) 19時～20時50分 鹿屋市医師会館	第1回医療関係者 専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・議事・説明 (1)専門部会の設置について (2)県地域医療構想について (3)これまでの調整会議の開催状況について (4)曾於・肝属保健医療圏の現状及び課題について
H30	第4回	平成30年7月26日 (木) 18時～19時45分 曾於医師会立病院	平成30年8月8日	平成30年度第1回 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・報告及び説明事項 (1)医療関係者専門部会開催報告 (2)平成29年度病床機能報告集計結果(速報値) (3)地域医療介護総合確保基金 ・協議事項 (1)今年度の調整会議の進め方 (2)病院の開設等に対し調整会議への出席を求める際の基準 (3)1年以上の非稼働病棟を有する医療機関
	臨時	平成30年10月30日 (火) 18時～18時30分 曾於医師会立病院	/	平成30年度臨時 会議	<ul style="list-style-type: none"> 協議事項 (1)地域医療介護総合確保基金事業補助金について (2)地域医療介護総合確保基金事業補助金の事業計画につ いて
	第5回	平成31年2月27日 (水) 18時～19時15分 曾於医師会立病院	平成31年2月25日 (月) 18時～19時20分 大隅地域振興局	平成30年度第2回 調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ・報告 (1)県地域医療構想調整会議(第1回)開催結果 ・協議 (1)すべての有床医療機関の「2025年に向けた計画」の取扱い (2)1年以上の非稼働病棟の取扱い

曾於・肝属保健医療圏地域医療構想調整会議の開催状況

年度	通算開催回	開催日・場所		会議名	内容等
		曾於保健医療圏	肝属保健医療圏		
R1	第6回	令和元年7月10日(水) 18時～19時50分 鹿屋市中央公民館		令和元年度第1回調整会議(合同会議)	・報告 (1)平成30年度病床機能報告集計結果(速報値) ・協議 (1)公立病院及び公的医療機関等2025プラン対象医療機関の2025年に向けた具体的対応方針について (2)今年度の調整会議の進め方について
	専門部会	令和元年10月17日(木) 19時～20時40分 大隅地域振興局		令和元年度第1回外来医療専門部会	・協議 (1)部会長選出 (2)外来医療計画について (3)外来医療計画検討内容報告書(案)について
	第7回			令和元年度第2回調整会議	・報告 (1)定量的基準について (2)公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証の要請等について ・協議 (1)公立・公的医療機関等以外のその他の医療機関の具体的対応方針の協議の進め方について (2)外来医療計画について
	専門部会	令和2年1月27日(月) 18時30分～19時20分 曾於医師会立病院	令和2年1月30日(金) 18時30分～19時35分 大隅地域振興局	令和元年度医療関係者専門部会	・協議 (1)部会長選出 (2)公立病院及び公的医療機関等以外のその他の医療機関の具体的対応方針の協議の進め方について
	第8回	令和2年2月21日(金) 18時～19時15分 曾於医師会立病院	令和2年2月20日(木) 18時～19時20分 大隅地域振興局	令和元年度第3回調整会議	・協議 (1)公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について (2)公立・公的医療機関以外のその他の医療機関の具体的対応方針について (3)来年度の調整会議の進め方について ・その他 (1)重点支援区域について
R2	第9回	令和3年1月(書面開催)	令和3年1月(書面開催)	令和2年度第1回調整会議	・報告 (1)令和元年度病床機能報告集計結果(速報値) ・協議 (1)第7期医療計画(中間見直し)及び第8期介護保険事業(支援)計画の整合性の確保について (2)病床機能再編支援事業に係る事業計画について
R3	第10回	令和3年7月14日(水) 18時～19時25分 曾於市大隅農産加工センター	令和3年8月(書面開催)	令和3年度第1回調整会議	・報告 (1)これまでの協議の経緯について (2)令和元年度病床機能報告集計結果と定量的基準との照合結果について ・協議 (1)個別の医療機関の具体的対応方針の変更について (2)令和3年度地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床機能再編支援事業)に係る事業計画について
	第11回	令和3年11月29日(月) 18時～18時54分 曾於市大隅農産加工センター	令和3年12月(書面開催)	令和3年度第2回調整会議	・協議 (1)個別の医療機関の具体的対応方針の変更について (2)令和3年度地域医療介護総合確保基金事業補助金(病床機能再編支援事業)に係る事業計画について (3)医療機関ごとの具体的対応方針のとりまとめ結果及び今後の協議の進め方について

【医療機関ごとの具体的対応方針に係る今後の協議の進め方について】※令和3年度調整会議での合意内容

- ・病床機能等の変更を予定している医療機関の協議を優先して進める。
- ・その他の医療機関については、新型コロナウイルス感染症への対応状況も踏まえ、協議を進めていくこととする。(肝属圏域)
- ・現在の病床数や病床機能から変更を予定している場合は、当該医療機関が速やかに事務局へ連絡し、今後、開催を予定している調整会議に出席の上、具体的対応方針の説明を行うことにより協議を進めることとする。